

令和 8 年度北海道労働局

先着順

国有財産売払案内書

申込受付期間

令和 8 年 10 月 9 日（金）から

令和 9 年 1 月 29 日（金）まで

厚 生 労 働 省

北 海 道 労 働 局

目 次

先着順売払のながれ	P. 1
国有財産売払（先着順）の案内書	P. 2
（１）国有財産売払公示書（写）	P. 6
（２）関係法令	P. 9
（３）国有財産売買契約書（案）	P. 10
（４）普通財産買受申請書類の郵送による提出方法	P. 16
（５）各種提出書類及び記入例	P. 20

【別冊】

- 物件調書・図面

<留意事項>

- 1 上記（１）～（５）及び別冊（物件調書等）がすべて揃っているか確認してください。
- 2 上記資料はすべて重要な内容となりますので、記載事項をよく確認いただき、不明な点は申請前にお問い合わせください。
- 3 物件調書により、必ず事前に現地をご確認ください。

（お問い合わせ先）

厚生労働省北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階

電話 011-700-5451（直通）

FAX 011-700-3179

先 着 順 売 払 の な が れ

公示日

令和8年10月9日（金）

関係資料配付開始

- ・物件の引渡しは現状有姿となります。（当局にて設置した看板及び単管柵等を含む）
- ・必ず現地確認及び諸規制の状況等の調査を行って下さい。
- ・現地確認にあたっては、近隣住民の迷惑とならないようご配慮願います。



申込み

令和8年10月9日（金）9時 ～ 令和9年1月29日（金）17時（必着）

- ・「普通財産買受申請書」及び「誓約書」（添付書類含む）による申込み。（持参又は郵送）
- ・持参の場合の受付場所⇒札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階南側 北海道労働局総務部総務課会計第四係
（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日除く）



契約相手方決定

- ・有効な「普通財産買受申請書」及び「誓約書」（添付書類含む）を受付けた先着順にて決定します。
※ 同一物件について同日付の受付が複数者よりあった場合には、抽選により受付け順を決定し、第1順位の者を契約相手方とします。



契約保証金の納付

- ・契約保証金（売買代金の10%以上）は所定の「振込依頼書」により最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行（郵便局）、インターネットバンキング、ATMを除く）から指定口座に振り込んで下さい。振り込み後、所定の様式「契約保証金振込証明書」を北海道労働局総務課会計第四係（国有財産担当）あて提出して下さい。
※「契約保証金振込証明書」を郵送にて提出する場合には、必ず簡易書留で郵送して下さい。



売買契約の締結

- ・契約相手方を決定した日から30日以内に締結します。ただし、契約締結期日である30日目が土日祝日等により北海道労働局の閉庁日となる場合には、直前の開庁日を契約締結期日とします。契約締結に併せて、「同意書（契約内容の公表について）」も提出いただきます。
- ・契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記にかかる登録免許税等の諸費用は落札者の負担となります。



売買代金の支払い

- ・売買代金のうち、納付済の契約保証金を除いた残額について、北海道労働局が発行する納入告知書によって納入告知書発行日より20日以内に納付していただきます。



所有権の移転

- ・売買代金を全額納付したときに移転します。
- ・所有権移転登記の手続きは後日、国が行います。
- ・所有権の移転後、現地看板を速やかに撤去願います。

国有財産の売払（先着順）案内書

1. はじめに

（１）当国有財産売払いは、各物件に係る「普通財産買受申請書（他必要書類含む）」（以下、申請書類という。）の先着申込者１名のみを受け付け、所定の審査を行い、契約相手方に決定します。

（２）申込みにあたっては、本案内書を熟読のうえ、申込みして下さい。

（３）物件は、現状有姿（あるがままのすがた）の引渡しになります。当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。物件調書と現況が相違している場合、現況が優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。

なお、申込み希望者は本案内書の物件調書等により、必ず現地状況をご確認のうえ、諸規制の状況等にもご留意下さい。

※ 現地確認にあたっては、近隣住民の迷惑とならないようにご配慮下さい。

2. 対象物件

売払対象物件は、物件調書のとおりです。

3. 申し込み資格

次に掲げる①から③に該当しない方であれば、どなたでも申込みできます。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条に規定する者
- ② 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4. 売払にあたって付す条件

国有財産の売買契約には、次の条件が付されます。条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければならない、売買契約が解除されます。

（１）公序良俗に反する使用等の禁止

売払に係る契約者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

（２）風俗営業等の禁止

売払に係る契約者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

（３）実地調査等

① 国は、上記 4（１）、（２）の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

② 売払に係る契約者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

5. 普通財産買受申請書の受付期間・場所・提出方法

(1) 申込受付期間

令和8年10月9日（金）から令和9年1月29日（金）（必着）まで

※ 申込受付時間は土・日・祝日等の閉庁日を除く8時30分から17時まで。

申込受付期間を過ぎた書類は無効となります。

(2) 申込受付場所

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第一合同庁舎9階南側

北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）

TEL 011-700-5451（直通）

(3) 提出方法

① 持参又は郵送による。

※ ファックス又はメール等、持参又は郵送によらない方法での申請書類の提出は無効となり、受理できません。郵送の場合には本案内書17ページ「普通財産買受申請書類の郵送による提出方法」をご確認下さい。なお、郵送により提出された場合には、申請書類到着の有無を必ず北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）あて電話にて確認して下さい。

② 提出する書類

提出書類	個人	法人
① 普通財産買受申請書（所定様式）	○	○
② 誓約書（所定様式）	○	○
③ 印鑑証明書 （発行後3ヶ月以内のもの）	○	○
④ 住民票抄本 ※マイナンバーの記載がないもの （発行後3ヶ月以内のもの）	○	—
⑤ 登記事項証明書（現在事項全部証明書） （発行後3ヶ月以内のもの）	—	○
⑥ 役員一覧表（所定様式）	—	○
⑦ 委任状（所定様式）	△	△

○・・・必要

—・・・不要

△・・・委任状は、代理人が契約に関する諸手続きを行なう場合に必要です。委任者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）も併せて添付する必要があります。

※ 必要書類が揃っていない申請書類は受理できません。提出前に必ず一度ご確認ください。

※ 1者で複数の物件を申し込む場合は、物件ごとに上記申請書類の提出が必要となります。

6. 契約相手方決定方法

(1) 有効な申請書類提出者のうち、先着申込者1名を契約相手方とします。

ただし、同一物件に係る申請書類が同日に複数者より持参及び郵送によって提出があった場合には、くじによる抽選により提出順を決定し、第1順位の者を契約相手方とします。その場合、申請書提出日の17時以降にお電話にて連絡し、くじ引き参加の可否についてお尋ねします。なお、第1順位の者が契約を辞退した場合には、第2順位の者を契約相手方とします。

7. 契約手続き

(1) 契約保証金の納付

契約相手方が決定した日から契約を締結する日までに、契約保証金を納付する必要があります。

① 納付が必要な契約保証金の額

売買金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額。

【契約保証金の計算例】

売買金額		契約保証金額
88,888,888 円	$\times 10\% = 8,888,888.8$	$\Rightarrow 8,888,889$ 円
(円未満切上げ)		

② 契約保証金の納付方法

北海道労働局が配布する所定の「振込依頼書」を用いて最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）から、北海道労働局の指定する口座に振り込んで下さい。

※ 振込手数料は買受人のご負担となります。

※ A T M、インターネットバンキングによる振り込みは無効となります。

※ 複数の物件の契約を締結する場合は、物件ごとに「振込依頼書」を用意し、振り込んでください。

※ 必ず取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」（北海道労働局提出用）を受け取ってください。

(2) 契約締結日

売買契約締結は、契約相手方が決定した日から30日以内となります。ただし、契約相手方が決定した日から30日目が土日祝日等により北海道労働局の閉庁日となる場合には、直前の開庁日を契約締結期日とします。

(3) 契約内容の公表について

契約締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、契約者の個人・法人の別、法人にあってはその業種）をホームページ等で公表することとなります。

(4) その他

契約書2部のうち国保管用のもの1部に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な諸費用は買受人の負担となりますのでご用意下さい。

8. 売買代金の支払いについて

支払期日は納入告知書発行日を含めて20日以内です。売買代金と納付済みの契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により納付して下さい。

- ※ 納入告知書発行日から20日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期日となります。
- ※ 売買代金の分割納付はできません。
- ※ 支払期日までに売買代金の納付が行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属することとなり、お返しできませんのでご注意下さい。
- ※ 契約締結時に全額納付される場合はこの限りではありません。

9. 所有権の移転

- (1) 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとし
ます。(現地での引渡しは行いません)
また、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。
なお、所有権の移転後は、速やかに現地看板を撤去願います。

- (2) 所有権の移転登記は、売買代金全額の納付確認後、国が行います。なお、中間省略登記はできません。

10. 契約不適合について

- (1) 契約締結後、引渡しの日から2年以内に目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを発見した場合には、速やかにお申し出ください。

- (2) 上記(1)の申し出を受け、国が民法第562条に規定する「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの」にあたると判断した場合には、国（原因者を含む。）と買受人が履行の追完のための工事内容について、事前に協議を行ったうえで、国（原因者を含む。）又は買受人において履行の追完を行うこととします。

なお、国（原因者を含む。）と買受人との協議の結果、買受人において履行の追完を行うこととした場合には、履行の追完に要すると認められる費用を国が支払うこととします。

費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

- ① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

(注) 挙証資料とは、以下の資料をいいます。

ア 履行の追完の範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）

イ 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）

ウ その他国が指定する資料（例えば、工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

- ② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

(注) 費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定します。

- ③ さらに、費用の支払額は売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません。

- ④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (3) 履行の追完等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記の売払物件については、一般競争入札を行った結果、契約相手が決定しなかったことから、先着順にて売払います。

記

1 売払物件

物件番号	区分	所在	地番	地目	数量	最低売払金額
0 0 1	土地	檜山郡江差町南が丘	7 番 2 1 7	宅地	351.00 m ²	¥ 678,000
0 0 2	土地	滝川市滝の川町東 3 丁目	1 1 4 0 番 5 2	宅地	620.64 m ²	¥ 670,000
0 0 3	土地	夕張市清水沢清栄町	9 7 番 2	宅地	1402.43 m ²	¥ 560,000
0 0 4	土地	伊達市山下町	2 7 1 番 2 4	宅地	239.25 m ²	¥ 3,690,000
0 0 5	土地 建物	浦河郡浦河町堺町東 4 丁目	4 2 番 1 6	宅地	土地 297.48 m ² 建物 建/延 68.13 m ²	¥ 1,800,000

2 申込受付期間、申込窓口及び申込方法

(1) 申込受付期間

令和 8 年 10 月 9 日（金）から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで

※ 土日祝日等北海道労働局の閉庁日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時まで

(2) 申込窓口

〒 0 6 0 - 8 5 6 6

北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 - 1 札幌第 1 合同庁舎 9 階南側

北海道労働局総務部総務課会計第四係

(3) 申込方法

普通財産買受申請書及び誓約書（他添付書類含む）を持参又は郵送による。

これ以外の方法（例：F A X 又は E メール等）により提出された普通財産買受申請書は無効とする。

(4) 添付書類

① 個人の場合（ア）「住民票抄本」（発行後 3 ヶ月以内のもの）※マイナンバーの記載がないもの

(イ)「印鑑証明書」(発行後3ヵ月以内のもの)

② 法人の場合 (ア)「登記事項証明書(現在事項全部証明書)」(発行後3ヵ月以内のもの)

(イ)「印鑑証明書」(発行後3ヵ月以内のもの)

(ウ)「役員一覧」

3 申込者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 予算決算及び会計令70条及び71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者。

(2)「暴力団員による不当な行為防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員及び警察当局から排除命令がある者。

4 契約相手方の決定方法

有効な普通財産買受申請書(誓約書及び必要添付書類含む)提出者のうち、先着1者を契約相手方とする。ただし、同一物件に係る普通財産買受申請書(誓約書及び必要添付書類含む)について、持参及び郵送問わず同日に複数者より提出があった場合には、くじによる抽選により契約相手方を決定する。その場合、申請書提出日の17時以降に提出者あて電話連絡し、くじ引き参加の可否等について確認を行う。

5 手続き案内書及び契約条項を示す場所

北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階南側

北海道労働局総務部総務課会計第四係(国有財産担当)

6 契約締結について

(1) 契約締結期日

売買契約締結は契約相手方を決定した日から30日以内とする。ただし、30日目が土日祝日等による北海道労働局の閉庁日となる場合は、直前の開庁日を契約締結期日とする。

(2) 契約保証金

契約相手方決定から売買契約締結日までに売買代金の1割以上を納付するもの。

7 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

8 売買代金の支払いについて

代金は売買契約締結時に全額を支払うか、売買契約締結時に、売買代金の1割以上の金額を契約保証金として納付し、残額を納入告知書発行日から20日以内に支払うものとする。

なお、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属することとなります。

9 契約内容の公表について

契約を締結した場合には、契約内容を公表する。

公表内容は、物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分及び法人にあってはその業種とする。

10 その他

申込者は、本公示書のほか、北海道労働局で交付する売払案内書及び国有財産契約書(案)を十分理解の上、申込むものとする。

また、申込みにあたっては、入札保証金及び契約締結等の期限を除くほか、一般競争入札に付した際の条件を承継する。

以上公示する。

令和8年10月9日

契約担当官
北海道労働局長 村松 達也

連絡先
〒060-8566
札幌市北区北8条西2丁目1番1札幌第1合同庁舎9階
北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）
☎011-700-5451（直通）

《法令抜粋》

○予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - （2）公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - （4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国有財産法（抄）

（職員の行為の制限）

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（2）暴力団 その他団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（6）暴力団員 暴力団の構成員をいう。

国有財産売買契約書

収入印紙

売出人国（登録番号T3800012000004）（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量		備考
			m ²	

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として売買代金の1割以上を甲に納付しなければならない。なお、あらかじめ入札保証金を納付している場合はこれを契約保証金に充当する。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の前払金又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金のうち第3条第1項に定める契約保証金を除いた額を、甲の発行する納入告知書により、納入告知書発行日から20日以内に甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、

協議の申し入れをすることができる。

(1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。

(3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

（危険負担）

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの日までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの日を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの日について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第10条 乙は、売買物件を本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

（違約金）

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に

支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したとき 金 円

(2) 第 10 条に定める義務に違反したとき 金 円

2 前項の違約金は第 13 条第 4 項及び第 16 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第 10 条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第 14 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 15 条 乙は、甲が第 13 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 17 条 甲は、第 14 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 18 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 19 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 20 条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする札幌地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号

契約担当官 北海道労働局長

村松 達也 印

買受人 住所（所在地）

氏名（名 称）

普通財産買受申請書類の郵送による提出方法

※ 各書類の記入方法につきましては、次ページ以降に記載していますのでご確認ください。

【提出書類】

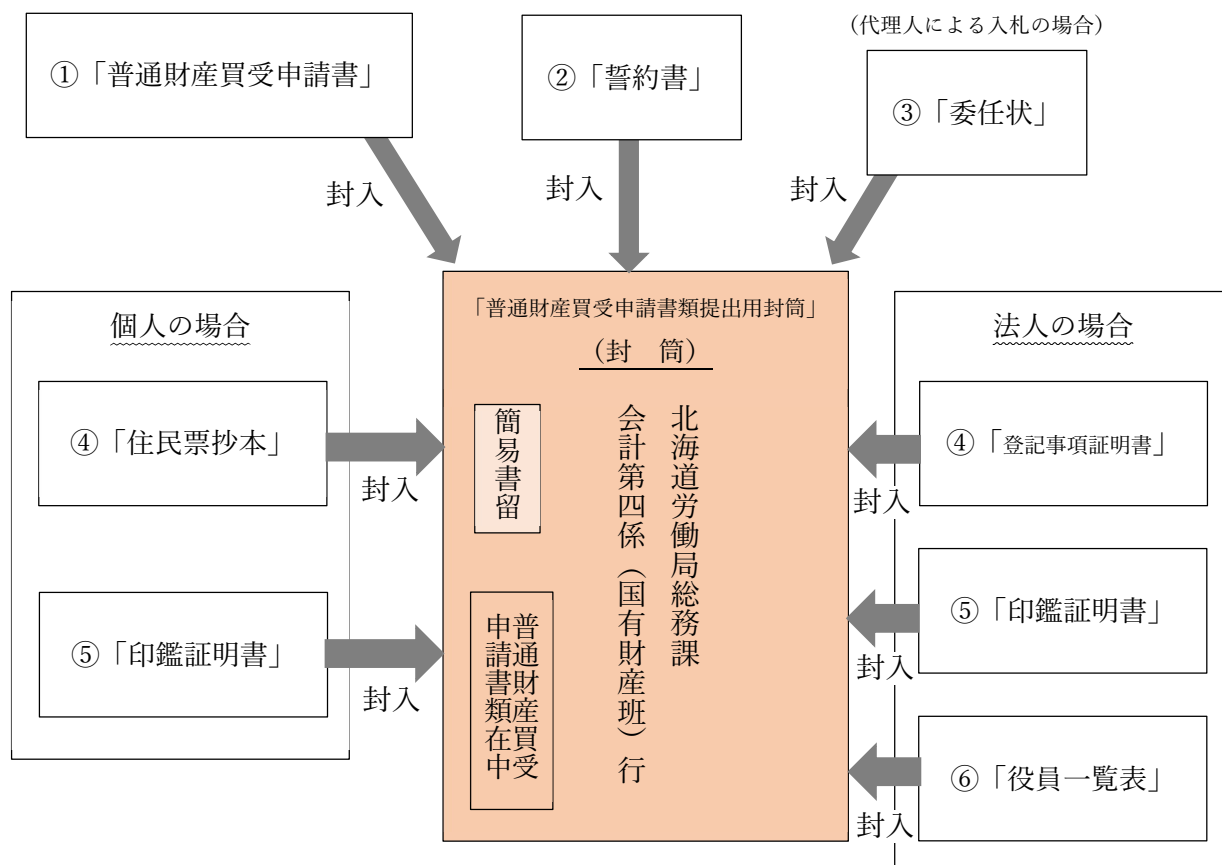
- ①普通財産買受申請書
- ②誓約書
- ③委任状（代理人が手続きを行う場合に必要）

[個人の場合]

- ④住民票抄本・・・発行後3ヶ月以内のもの ※マイナンバーの記載がないもの
- ⑤印鑑証明書・・・発行後3ヶ月以内のもの

[法人の場合]

- ④登記事項証明書(現在事項全部証明書)・・・発行後3ヶ月以内のもの
- ⑤印鑑証明書・・・発行後3ヶ月以内のもの
- ⑥役員一覧



- ※ 普通財産買受申請書等の作成にあたって、ボールペン等消えない筆記用具をご使用ください。（鉛筆不可）
- ※ 書類に押印する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（法人は代表印・個人は実印）をご使用ください。
- ※ 必ず簡易書留で送付してください。
- ※ 不明な点がございましたら、別途電話等で北海道労働局総務課会計第四係までお問い合わせください。
- ※ 封筒裏面に必ず差出人の住所及び氏名を記入してください。

普通財産買受申請書

物件番号	
所在地	
地目	
数量 (㎡)	
買受額 (円)	
土地の利用目的	

上記普通財産について、国有財産関係法令及び案内書等を熟知したうえで、買受けを申請いたします。

令和 年 月 日

契約担当官

北海道労働局長

村松 達也 様

(受理印)

(申請者)

住 所

連 絡 先

氏 名

印

普通財産買受申請書

物件番号	0 0 0 物件調書に掲載されている物件番号を記入してください。
所在地	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号 物件調書に掲載されている物件所在地を記入してください。
地目	宅地 物件調書に掲載されている地目を記入してください。
数量 (㎡)	0 0 0 0 . 0 0 ㎡ 物件調書に掲載されている物件の数量、単位 (㎡) を記入してください。
買受額 (円)	¥ 9 9 , 9 9 9 , 9 9 9 — 金額の前に¥、後ろに— (バー) を付記してください。
土地の利用目的	自宅を建てるため。 (例) 自宅を建てるため。／駐車場として利用するため。

上記普通財産について、国有財産関係法令及び案内書等を熟知したうえで、買受けを申請いたします。

令和 年 月 日

契約担当官

北海道労働局長

村松 達也 様

(受理印)

北海道労働局にて受付した日に
受理印を押します。

(申請者)

住 所 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号

連 絡 先 0 1 1 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

携帯電話又は自宅の固定電話等の電話番号を記入してください。

氏 名 労働 太郎

印

印鑑登録している印鑑を押印してください。

誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 並びに 3 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

3 風俗営業等

風俗営業若しくは性風俗特殊営業その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

北海道労働局長 殿

令和 年 月 日

住 所（又は所在地）

氏 名（又は社名及び代表者名）



誓約書

☒ 私
☐ 当社

← 個人の場合は「私」、法人の場合は「当社」に【✓】を記入してください。

は、下記 1 及び 2 並びに 3 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

3 風俗営業等

風俗営業若しくは性風俗特殊営業その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

北海道労働局長 殿

令和 年 月 日

印鑑は、印鑑証明書と同じものを使用してください。

住 所（又は所在地）

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号

氏 名（又は社名及び代表者名） 労働 太郎



委 任 状

代理人 使用印

代理人 住所

氏名

電話番号

—

—

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の売買契約に関すること及びこれに付帯する一切の権限

回次・物件番号	第	回	—	物 件 番 号		
	0	1				

令和 年 月 日

委 任 者 住 所

氏 名

⑩

電 話 番 号

—

—

- (注) 1. 委任者の印鑑証明書を必ず添付すること
2. 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと

※入札に必要な書類すべてに本人が記名・押印し、本人以外が書類を持参又は郵送を行う場合代理人は不要です。
また、法人の場合で、法人の社員等が書類の郵送又は持参する場合も不要です。

委 任 状

代理人 使用印

代理人 住所

氏名

電話番号

—

—

法人の場合は、①法人名、②代表者名の
役職名・氏名を記入願います。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の売買契約に関すること及びこれに付帯する一切の権限

回次・物件番号	第 回		物件番号	物 件 番 号		
	0	1		○	○	○

提出日を記入願います。

令和 年 月 日

委 任 者 住 所 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

氏 名

電 話 番 号

—

法人の場合は、代表取締役の押印が必要です。また、印鑑証明書を添付してください。

印

- (注) 1. 委任者の印鑑証明書を必ず添付すること
2. 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと

《法人による入札の場合に提出》

役員一覧表

回次 _____

物件番号 _____

法人名 _____

※フリガナを必ず記入してください

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —

(注) 本様式には、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

《法人による入札の場合に提出》

役員一覧表

回次 01

物件番号 〇〇〇

法人名 株式会社 〇〇〇〇

入札物件一覧表を見て記入してください。

※フリガナを必ず記入してください

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	ロウドウ タロウ	(M T (S) H) 15年11月11日	(男) ・ 女	〒〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
	労働 太郎			
取締役	ホッカイ ジロウ	(M T (S) H) 20年12月5日	(男) ・ 女	〒〇〇〇-〇〇〇〇 函館市
	北海 次郎			
取締役	ホッカイ ハルコ	(M T (S) H) 23年9月30日	男 ・ (女)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 旭川市
	北海 春子			
監査役	サッポロ ハナコ	(M T (S) H) 25年10月25日	男 ・ (女)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 釧路市
	札幌 花子			
監査役	サッポロ イチロウ	(M T (S) H) 12年3月18日	(男) ・ 女	〒〇〇〇-〇〇〇〇 苫小牧市
	札幌 一郎			
		年 月 日	男 ・ 女	〒 -
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 -
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 -
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 -

フリガナの記入漏れに注意願います。

(注) 本様式には、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

振込依頼書

最寄の金融機関(ゆうちょ銀行(郵便局)を除く)からお振込みください。

『振込依頼書』は3枚複写となっています。
2枚目の『保管金受入手続添付書』(北海道労働局提出用)は『契約保証金振込証明書』に貼付してください。

(注意)

国有財産 入札(契約) 保証金

振込金(兼手数料)受取書

依頼人保管用

国有財産 入札(契約) 保証金

保管金受入手続添付書

北海道労働局提出用

国有財産 入札(契約) 保証金

振込依頼書(兼入金伝票)

科目

振込日を記入してください。

金額の頭に¥マークを記入してください。

「契約」に○をしてください。

(取扱店へのお願い)

○依頼人の名の前に、必ず振込依頼番号を入れて打電してください。
○振込依頼番号の空欄は、詰めて打電してください。

依頼日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	電信 扱	手数料						
振込先 金融機関	北洋銀行 本店営業部		金額						
受取人	預金 種目	普通 口座 番号	6497346	現金					
	(フリガナ)	ケイヤクホシヨウキンホッカイドウロウドウキョク		内訳					
	(漢字)	契約保証金北海道労働局							
振込 依頼 番号	第 回	物件 番号	0 1 - 0 0 0	備考	※金融機関 の収納印が 必要となります。 ※金融機関 の収納印が 必要となります。				
依頼人	(フリガナ) カブシキガイシャ	株式会社	〇〇〇〇 様						
個人名 又は 法人名	〒〇〇〇-〇〇〇〇 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇								
住所	〇〇市〇〇区〇〇 〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号			収納印または振替印					

物件調書を参照のうえ記入してください。

契約保証金振込証明書

北海道労働局
契約担当官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

令和 年 月 日

〒 - TEL () -

共有者・代理人

※ 該当する場合は○印で囲んでください。

入 住 所

札 氏名・印 ふ り が な

者 性 別 男・女

生年月日 明治・大正 年 月 日
昭和・平成

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途役員一覧表を提出してください。

下記の金額を国有財産契約保証金として納付しました。

(振 込 金 額)

--

※ 受付日 令和 年 月 日

※ 受付番号 No.

※ 整理番号 令和 年度 第 号

※ 取扱者印

回 次	第 回		物 件 番 号
物件番号		—	

金融機関の証明書（保管金受入手続添付書）の貼付箇所

契約保証金を北海道労働局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」（原本）を、この枠内に貼り付けて提出してください。

貼り付けるときは、周囲をのり付けして確実に貼り付けてください。

※令和 年 月 日

上記の契約保証金は受入済であることを証明する。

北海道労働局歳入歳出外現金出納官吏

厚生労働事務官

印

契約保証金振込証明書

【記入例】

北海道労働局
契約担当官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

令和 年 月 日

〒

□□□□ - □□□□

TEL () -

共有者・代

提出日を記入してください。

※ 該当する場合は○印で囲んでください。

入 住 所

札 氏名・印

ふ

「振込依頼書」と同様に記入し、印鑑登録されているものを使用してください。

者 性 別

男・女

生年月日

明治・大正

年 月 日

昭和・平成

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途役員一覧表を提出してください。

下記の金額を国有財産契約保証金として納付しました。

(振 込 金 額)

¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 -

金融機関で振込んだ契約保証金の額を記入してください。

※ 受付日 令和 年 月 日

※ 受付番号 No.

※ 整理番号 令和 年度 第 号

※ 取扱者印

回 次

第 回

物 件 番 号

物件番号

回次（2ケタ）・物件番号を記入してください。

金融機関（振込先）（保管金受入手続添付書）の貼付箇所

契約保証金を北海道労働局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」（原本）を、この枠内に貼り付けて提出してください。

貼り付けるときは、周囲をのり付けして確実に貼り付けてください。

金融機関で契約保証金を振り込んだ際に交付された「保管金受入手続添付書」（振込依頼書の2枚目）をのり付けしてください。
その際、金融機関の領収印が押印してあることを確認してください。

※令和 年 月 日

上記の契約保証金は受入済であることを証明する。

北海道労働局歳入歳出外現金出納官吏

厚生労働事務官

印

同 意 書

(契約内容の公表について)

令和 年 月 日付けにて締結した国有財産売買契約に係る下記 1 から 6 までの事項について、公表することに同意します。

記

1. 物件所在地
2. 区分
3. 数量
4. 契約年月日
5. 契約金額
6. 個人及び法人の区分（法人にあってはその業種）

令和 年 月 日

契約担当官

北海道労働局長 殿

住 所
氏 名

印